

茨城県立医療大学教員のテニュアトラック制に関する規程

令和5年10月1日
医療大訓第2号

(目的)

第1条 この規程は、若手教員にテニュア獲得のためのインセンティブを与えることにより、本学教員の教育研究に対する意欲を高め、優れた教育研究を行う能力及び資質の向上を図り、もって、茨城県立医療大学における教育研究の充実のために導入するテニュアトラック制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュア 任期を定めず任用する教員としての身分をいう。
- (2) テニュアトラック制 任期満了までにテニュア取得に係る審査（以下「テニュア資格審査」という。）を行い、テニュアを付与する（テニュアが付与されなかった場合は、任期満了をもって退職する）制度をいう。

(テニュアトラック制の対象となる職)

第3条 テニュアトラック制の対象となる教員の職は、助教とする。

(テニュアトラックの期間)

第4条 テニュアトラック制の対象となる教員として採用されてからテニュアを獲得するまでの期間は、原則として5年とする。ただし、茨城県立医療大学における教員の任期に関する規程（平成17年医療大訓第2号）（以下「教員の任期に関する規程」という。）第3条の2の規定に基づく任期の延長又は茨城県立医療大学における教員の任期に関する規程の実施細則（平成21年3月18日第11回教授会決定）（以下「教員の任期に関する規程の実施細則」という。）第3条の規定に基づく再任を認められた教員にあっては、任期満了まで期間を延長することができる。

(テニュアトラック制の明示)

第5条 テニュアトラック制の対象となる教員の公募及び採用にあたっては、本制度について明示するものとする。

(テニュア資格申請)

第6条 テニュア資格審査を希望する者は、任期満了の日の1年前までに、テニュア資格審査申請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

2 前項に規定するテニュア資格審査申請書は、教員の任期に関する規程の実施細則第3条第1項の規定に基づく任期制教員再任申請書と併せて提出することができる。ただし、すでに教員の任期に関する規程の実施細則第3条の規定に基づく再任が承認されている場合にあっては、テニュア資格審査申請書の提出は、1回に限るものとする。

(テニュア資格審査)

第7条 テニュア資格審査は、大学運営会議において行い、テニュア付与の可否の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、任期制教員の任期満了の6月前までにテニュア付与の可否を決定するものとし、決定後ただちに、テニュア資格審査結果通知書（別紙様式第2号）により、テニュア資格審査請求教員に通知するものとする。

(テニュア資格審査の申請要件)

第8条 前条に規定するテニュア資格審査の申請にあたっては、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 博士の学位を取得していること
- (2) 教員の任期に関する規程の実施細則第3条の規定に基づく再任が承認されていること（第6条第2項本文に規定する場合も含む。）
- (3) 科学研究費やその他の公的研究費の代表者としての獲得件数が着任後1件以上あること（採用時に継続中の科学研究費等も含む。）
- (4) 次のア又はイに該当する研究業績を有する者であること。ただし、原著論文に関する取扱いは、研

究業績の申合せ（茨城県立医療大学大学院研究科委員会令和4年12月決定）によるものとする。

ア レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む20編以上の学術論文を有する者

イ レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、最近5年間で筆頭論文を含む5編以上の学術論文を有する者

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に顕著な研究業績を有すると認める場合は、申請要件を満たすものとする。

（テニュア資格審査に対する不服申立て）

第9条 テニュア資格審査を受けテニュア取得に至らなかった教員で、その結果を不服とする者は、テニュア資格審査結果通知書を受理した日から30日以内に、テニュア資格再審査請求書（別紙様式第3号）を学長に提出することができる。

2 学長は、前項のテニュア資格再審査請求書を受理した場合、相当の理由が認められるときは、すみやかに大学運営会議の再審査を経て、教授会において再議に付すものとする。

3 学長は、前項の規定に基づく教授会の再議によるテニュア資格付与の可否決定後直ちに、テニュア資格再審査結果通知書（別紙様式第4号）により通知するものとする。

4 第1項に規定するテニュア資格審査の再審査請求書の提出は、1回に限るものとする。

（テニュアを付与された者）

第10条 第7条の規定に基づきテニュアを付与された者は、テニュア取得後、他の教員の職に応募することを妨げられるものではない。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

付 則

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に任期満了の日までの期間が1年に満たない助教に対するこの規程第6条及び第7条の規定の適用については、同条中「1年前」とあるのは「4月前」と、「6月前」とあるのは「3月前」とする。

別紙様式第1号（第6条第1項関係）

テニユア資格審査申請書

令和 年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

所 属
職・氏名

茨城県立医療大学教員のテニユアトラック制に関する規程（令和5年医療大訓第 号）第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて、テニユア資格審査申請をいたします。

添付書類

- 1 専任教員の個人調書（別添1）
- 2 教育研究業績書（別添2）

別添1

専任教員の個人調書

履 歴 書								
フリガナ 氏 名		男・女	本籍地又は国籍					
			現 住 所					
生年月日(年齢)	(満 歳)			TEL	E-mail			
学 歴								
年 月 (西暦)	事 項							
職 歴								
年 月 (西暦)	事 項							
学会及び社会における活動等								
年	事 項							
賞 罰								
年 月 (西暦)	事 項							
職 務 の 状 況								
勤務先	職名	学部、学科等（所属部局）の名称	担当授業科目名	年間担当授業時間数				備 考
				専任	兼任	兼任	計	
上記のとおり相違ありません。								
年 月 日								
氏名								

別添2

教育研究業績書

令和 年 月 日

氏名

教育上の能力に関する事項	年 月	概 要		
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書、教材				
3 その他				
職務上の実績に関する事項	年 月	概 要		
1 資格、免許				
2 研究助成金・特許等				
3 その他				
著書、原著論文等の名称	単著、共 著の別	発行又は発表 の年月(西暦)	発行所、発表雑誌等又 は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
1				
2				
(原著論文)				
1				
2				
(総説、報告書、学位論 文等)				
1				
2				
(学会発表)				
1				
2				
(翻訳、その他)				
1				
2				

【テニユア可の場合】別紙様式第2号（第6条第2項関係）

テニユア資格審査結果通知書

年 月 日

所 属
職・氏名

殿

茨城県立医療大学長

茨城県立医療大学教員のテニユアトラック制に関する規程に基づき、テニユア資格審査をした結果、テニユアを付与することに決定しましたので、通知します。

【テニユア不可の場合】別紙様式第2号（第6条第2項関係）

テニユア資格審査結果通知書

年 月 日

所 属
職・氏名

殿

茨城県立医療大学長

茨城県立医療大学教員のテニユアトラック制に関する規程に基づき、テニユア資格審査をした結果、下記の理由によりテニユアを付与しないことに決定しましたので、通知します。

なお、テニユア資格再審査を希望される場合には、年 月 日までにテニユア再審査請求書を提出してください。

記

【理由】

テニユア資格再審査請求書

年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

所 属

職・氏名

年 月 日付けテニユア資格審査結果通知書により、テニユアを付与しない旨の通知がありましたが、下記の理由によりテニユア資格再審査の請求をします。

記

【理由】

【テニユア可の場合】別紙様式第4号（第9条第3項関係）

テニユア資格再審査結果通知書

年 月 日

所 属
職・氏名

殿

茨城県立医療大学長

茨城県立医療大学教員のテニユアトラック制に関する規程に基づき、テニユア資格再審査をした結果、テニユアを付与することに決定しましたので、通知します。

【テニユア不可の場合】別紙様式第4号（第9条第3項関係）

テニユア資格再審査結果通知書

年 月 日

所 属
職・氏名

殿

茨城県立医療大学長

茨城県立医療大学教員のテニユアトラック制に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、テニユア資格審査をした結果、テニユアを付与しないことに決定しましたので、通知します。

なお、規程第9条第4項の規定により、この決定に対する審査請求は行えないことを申し添えます。

記

【理由】